

表附-12 ドミニカ共和国の締結した通商条約の情報通信関係規定の項目比較

項目	通商条約	A	GATS	B	C
<b>電気通信ルール</b>					
<b>・公衆電気通信伝送網・サービスに係るルール</b>					
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用			附 5		13.2
[1]公衆電気通信事業者の相互接続の確保(秘密の保持を含む。)					13.3
[2]番号ポータビリティ					13.3
[6]再販売の許容					13.3
[3]ダイヤリング・パリティ、電話番号使用の非差別					13.3
電話番号使用の非差別					13.3
[20]海底ケーブルシステムへのアクセス					13.5
<b>・主要なサービス提供者のルール</b>					
[5]不利でない待遇					13.4
競争条件セーフガード			約参 1		13.4
[6]再販売の許容					13.4
[9]ネットワーク要素のアンバンドルの義務づけ権限の付与					13.4
相互接続			約参 2		13.4
◇技術的に実行可能な全ての接続点での相互接続			約参 2.2		13.4
◇差別的でない条件及び料金			約参 2.2		13.4
◇自己の子会社等よりも不利でない品質			約参 2.2		13.4
◇細分化され透明で合理的な条件、原価に照らして定める料金			約参 2.2		13.4
◇伝送網の終端点以外の接続点での相互接続			約参 2.2		13.4
◇[13]接続約款又は協定による相互接続					13.4
◇交渉手続きの公の利用可能性			約参 2.3		13.4
◇[14]接続協定のファイリング					13.4
◇相互接続に関する取り決めの透明性			約参 2.4		13.4
◇相互接続の紛争解決			約参 2.5		13.12
[17]専用回線によるサービスの提供及び料金					13.4
[18]コロケーション等の確保					13.4
[19]電柱、管路、線路敷設権へのアクセス					13.4
<b>・政府規制に関するルール</b>					
独立の規制機関			約参 5		13.7
ユニバーサルサービス			約参 3		13.8
免許の基準・標準処理期間の公の利用可能性、拒否理由の教示			約参 4		13.9
希少な資源の分配及び利用			約参 6		13.10
[23]規制機関による執行					13.11
[24]紛争解決					13.12
公衆電気通信伝送網・サービスへのアクセス・利用に関する措置等の透明性			附 4		13.13
[25]技術中立性					13.14
国際標準の促進			附 7		
[26]情報サービス(付加価値サービス)への非規制					13.6
[27]規制執行の差し控え					13.15
協力			附 6		
<b>デジタル貿易ルール</b>					
電子的送信への関税不賦課					14.3
[33]デジタルプロダクトの無差別待遇					14.3
[36]電子商取引関係法等の透明性					14.4
[48]情報交換、協力					14.5
<b>ネット知的財産保護ルール</b>					
[54]インターネットドメインネーム割当の適正手続き					15.4
[55]サービスプロバイダの責任制限(ノーティスアンドテイクダウン)					15.11 xxvii

- A) Panama - Dominican Republic FTA (January 8, 1987)  
 B) Dominican Republic - Central America (October 4, 2001)  
 C) Dominican Republic-Central America-United States Free Trade Agreement (CAFTA-DR) (March 1, 2006)

註：GATSは、「モデル参照文書」にフルコミットした場合の項目。GATSの「附」は電気通信附属書、「約」は約東表、「参」は約東表で参照されている参照文書。

(各協定から筆者作成。)